



<報道発表資料>

令和4年1月2日

高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について

令和3年12月7日（火）に美里町の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、12月11日（土）の防疫措置完了後21日が経過しました。そのため、農林水産省と協議の上、発生農場から半径3km以内で設定した移動制限を令和4年1月2日（日）午前0時をもって解除しました。

これに伴い、消毒ポイントや相談窓口の閉鎖など、今回の発生に係る全ての防疫対応を終了します。

1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内農場：6農場
- (2) 解除年月日：令和4年1月2日（日） 午前0時

2 防疫措置の経過

- ・12月7日（火） 美里町の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜発生・防疫措置（殺処分）開始
- ・12月11日（土） 防疫措置完了
- ・12月27日（月） 午前10時
搬出制限区域（発生農場から半径3kmから10km圏内）解除
- ・1月2日（日） 午前0時
移動制限区域（発生農場から半径3km圏内）解除

※用語の説明

移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域

搬出制限区域：移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域